

只見町 空き家・空き地バンク制度の概要

1 空き家・空き地バンクの目的

只見町に所在する空き家・空き地情報を発信することにより、空き家・空き地の流通促進、町内在住者の居住支援の充実及び町外からの移住定住を促進し、地域の活性化を図ることを目的とする。

2 空き家・空き地バンク制度

町内の空き家・空き地のうち、賃貸又は売買を希望する所有者から物件情報を収集し、空き家・空き地バンクに登録するとともに、町のホームページ等に掲載することにより、利用希望者に情報提供します。

空き家・空き地の売買及び賃貸等の契約交渉は、当事者同士で直接行うか、町と協定を結んだ（社）福島県宅地建物取引業協会を媒介して行います。

3 空き家・空き地バンクの流れ

(1) 空き家・空き地物件の登録申し込み（所有者）

所有者が、空き家・空き地バンクに登録を希望する場合には、下記の書類を町長に提出します。

登録の際に、契約交渉を当事者間で直接行うか、町が協定を結んだ（社）福島県宅地建物取引業協会会員業者を媒介業者として依頼するか選択します。

《申込み書類等》

- ①空き家・空き地バンク登録申込書（様式第1号） ②空き家・空き地バンク登録カード（様式第2号）
- ③本人確認書類（運転免許証の写し又は健康保険証の写しなど）
- ④土地・建物に関する登記簿謄本の写し又は登記事項全部証明書（賃貸による空き家の登録を希望する場合で建物に関する登記簿謄本の写し又は登記全部事項証明書を添付することができないときは、納税通知書の課税明細書の写し又は評価証明書）

※該当物件に関して町税等を滞納していないこと。

(2) 現地調査（所有者・町担当者）

所有者又は代理者と町担当者による現地調査を実施します。

(3) 空き家・空き地バンクへの登録・情報発信（町担当者）

現地調査等で、登録可能物件と認めた場合には、空き家・空き地バンクに登録し（様式第3号）、町のホームページ等にアップすることにより、情報発信をおこないます。

(4) 空き家・空き地バンク利用希望者登録（利用希望者）

空き家・空き地バンクの利用を希望するものは、利用希望者登録申込書（様式第8号）に身分を証するものを添付のうえ、町長に提出します。利用希望者は、情報の提供、現地物件見学等の便宜が受けられます。

(5) 交渉及び契約

希望する物件が見つかり、空き家・空き地の所有者との交渉を申し込みたい利用者は、下記の書類を町長に提出していただきます。

所有者と利用申込者の交渉及び契約の方法は次のとおりです。尚、町は、情報の紹介や必要な連絡調整等を行います。物件の賃貸、売買に関する交渉、契約に関しての媒介行為は行いません。

- ①直接型：所有者が、購入（賃貸）希望者と直接契約交渉をおこなう方法です。
- ②間接型：町と協定を結んだ（社）福島県宅地建物取引業協会会員業者へ所有者が依頼する方法です。

《申込み書類等》

- ①空き家・空き地バンク空き家等利用申込書（様式第14号） ②誓約書（様式第15号）
- ③入居予定者全員の住民票 ④入居予定者のうち、18歳以上の者の納税証明書

※現住所において市町村税を滞納していない者。